

一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載すること）を行う場合があります。特定の医薬品が不足した場合であっても、一般名処方により必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月1日より、患者さんが一般名処方の処方せんから長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがあります。

ご不明な点等がありましたら医師・薬剤師までご相談ください。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のもの等要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。